

要約

IFRS 財団の設立以来10年間、独立した基準設定主体であるIASBを通じて、IFRS 財団は100か国以上の財務報告基準として受け入れられるに至った国際財務報告基準(IFRS)の設定に成功を収めてきた。IFRSが受け入れられていない国において、IFRSのアドプションが積極的に検討されている。組織の次の10年が始まり、一組の高品質でグローバルな会計基準という目標は、今や手に届くところにある。これからの18ヶ月が、この目標が達成するかどうかの決定において非常に重要になる。

5年毎の定款見直しの結果、そして今後数か月が重要であることを考え、評議員会はIFRS財団の戦略の包括的な見直しを開始した。本稿では、グローバルな会計基準設定主体へ発展する上でのIFRS財団とIASBの戦略とビジョンを設定する。

本稿では、評議員会は組織の次の10年間の一連の提言を設けている。これらの提言は次の4つの分野に対処している：(1)IFRS財団の使命、具体的には財団が従事する公益；(2)ガバナンス；(3)財団とIASBで用いられるプロセスと手続；(4)財団の資金調達。

戦略レビューのペーパーに含まれた提言の策定にあたり、評議員会はIFRS財団の異なる要素に影響を与える提案を打ち出した。これらは、以下の行動を含んでいる。(1)評議員会、具体的にはIFRS財団の活動の全範囲について、監督責任を有する非執行機関として；

(2)財団全般(基準設定機能、教育プログラム、出版、コンテンツ関連サービス、IFRS XBRL開発、及び前般的な運営を含む)；及び(3)専門的な活動を含まないIASBの運営、手順及び戦略。定款上の責任と整合させつつ、評議員会は、三つの組織全てに関係するビジョンをこの文書に反映させ、どこで特定の施策が求められるのか認識した。評議員会は、IFRSの技術的な内容やIASBのアジェンダの技術的な項目についてはコメントしない。

評議員会は、経済大国の多くがIFRSのアドプションの意思決定をする、ないし、IFRSを国内経済(日米を含む)にアドプションすることを検討している時点で、評議員会がこれらの提案を作成したことを認識している。このレビューの目的の為、評議員会は何らかの形式での国際的な基準のアドプションの決定に関するコミットメントを想定している。そのようなコミットメントがなされない場合、この戦略レビュー文書の再考が促され、IFRS財団評議員会及びIASBのメンバーの地域的な配分に関する提言の修正がもたらされるであろう。

この提案の設定に際し、評議員会はIFRS財団のモニタリング・ボードが、財団のガバナンスの取決めについてレビューを実施していることに注した。モニタリング・ボードの見直しは主にガバナンスの制度的な側面、特にモニタリング・ボード、評議員会及びIASBの構成とそれぞれの役割及び責任について注力している。ガバナンス(モニタリング・ボー

ドの提言と整合する方法で) の問題について対処する一方で、この文書は IFRS 財団の使命と運営、評議員会の活動、IASB のデュー・プロセス及び資金調達などの広範な問題に対処している。

【ミッション】

財務報告基準の目的

<A1>

基準設定主体としての IFRS 財団の使命を実行するにあたり、IASB は、企業の財務諸表上の財政状態及び業績の忠実な表現を提供する財務報告基準を開発すべきである。このような基準は、投資家及び他の市場参加者が経済的及び資源配分の決定を行うのに役立つはずである。財務諸表のすべての利用者の財務報告の透明性と誠実性への信頼は、資本市場の有効的な機能、効率的な資金配分、国際的な金融安定及び健全な経済成長にとって極めて重要である。

IFRS のアドプション

<A2>

改善された高品質な国際的な会計基準の単一のセットを達成する任務を持つ機関として、IFRS 財団は、IASB が開発した IFRS の国際的なアドプション（全体を無修正で）という長期的なゴールに引き続きコミットしなければならない。コンバージェンスは、特定の国では適切な短期間の戦略になるかもしれない、移行期間中にアドプションを促進するかもしれない。しかし、コンバージェンスはアドプションの代用ではない。アドプションの仕組みは、各国で異なるかもしれないし、導入には一定の期間が必要かもしれない。しかし、どのような仕組みであれ、該当する企業に財務諸表が IASB の公表した IFRS に完全に準拠している旨の記載を許容又は要求しなければならない。

<A3>

各国内及び国際的な市場、監査規制当局、会計基準設定主体、会計基準設定に関与する地域団体、及び会計士団体と協力して、IFRS 財団は、IFRS のアドプションが不完全である場合又は IASB が公表した IFRS の完全なセットからの逸脱がある場合には、完全な開示を求めるべきである。IFRS 財団は、各国が IFRS を完全には採用せずに IFRS への準拠を主張している事例を明らかにする仕組みを検討すべきである。

基準及び IFRS の活動の範囲

<A4>

短期的には、IFRS 財団及び IASB の主な重点は、依然として、営利企業（例えば、上場企業、その他の公的説明責任のある企業、中小企業）のための基準開発とすべきである。必

要となる資源を考慮して、財団及び IASB は、他の企業のため又はその他の目的のための基準を後日開発することを検討する。

適用及び導入の首尾一貫性

<A5>

使命を遂行するにあたり、IFRS 財団は、国際的に IFRS を首尾一貫して適用するように役立つことに強い関心を抱いている。財団は、次の方法でその目的を遂行すべきである。

- ・IASB は、基準設定主体として、明確で理解可能な強制力のある基準を公表すべきである。
- ・IASB は、基準設定に対する原則ベースのアプローチと整合的な、基準に関するガイダンスを提供する。適用ガイダンス及び設例は、原則を首尾一貫した方法で理解し適用する必要がある場合に提供されなければならない。
- ・IASB は、実務上の逸脱が国境を越えて発生する場所を識別するために証券規制当局、監査規制当局、基準設定主体、会計基準設定に関与する地域団体、会計士団体及び他の利害関係者のネットワークと協力して作業する。実務上の逸脱が、基準又は解釈指針の改善を通じて解決できる場合には、IASB と IFRS 解釈指針委員会は、それに応じて行動する。
- ・IFRS 財団は、教育コンテンツ・サービスを通じて、首尾一貫した適用の促進を目的とした活動を行うべきである。
- ・IASB は、関連する当局と連携して、IFRS が修正されている国を識別し、当該状況では、各国のレベルで当該逸脱の透明な報告を促すべきである。
- ・IFRS 財団は、この目的を達成するために、関連する規制当局の支援を求める。

【ガバナンス】

<B1>

基準設定の意思決定プロセスにおける IASB の独立性を、公的説明責任の枠内で維持しなければならない。評議員会の一義的な役割は、基準設定プロセスにおける独立性を擁護し、保持することである。

<B2>

現在の 3 層構造（モニタリング・ボード、評議員会、IASB）は、組織の使命にとって適切である。そのガバナンス構造の中で、モニタリング・ボード、IFRS 財団及び IASB は、透明性、公的説明責任及び独立性の原則を補強するために相互関係及び手続を適宜強化すべきである。これを行うにあたって、組織のガバナンスの各要素の役割及び責任を明確に定義すべきである。

<B3>

B 2 と整合する形で、いかに評議員会が監督責任を果たすかをより明確にするべきである。

<B4>

ガバナンス構造の各要素は、有効性を立証するために定期的な公開レポートを提供すべきである。

【プロセス】

<C1>

完全に透明なデュー・プロセスは、高品質の国際的に認められる会計基準を提供するのに不可欠である。IASB のデュー・プロセスは、他の組織と比較した定期的なベンチマーキングと利害関係者の助言を生かして、見直しと一層の強化を定期的に行っており、引き続きそうすべきである。

<C2>

IASB のデュー・プロセスの監督における評議員会に関する枠組みを明確化すべきである。評議員会のデュー・プロセス監督委員会は、適切で独立したスタッフ資源により、デュー・プロセスへの準拠の検討及び議論を、基準設定プロセスを通して定期的に、また、基準最終化前のプロセスの終了時に、行うべきである。委員会は、当該活動に関する報告を、評議員会に対して及び年次報告書の中で、定期的に行うべきである。委員会は、潜在的な準拠性違反の事例を取り扱う手続を開発すべきである。

<C3>

現行のデュー・プロセスの枠組みの上に立ち、財務情報の有用性を改善する努力の中で、IASB は次のことを行うべきである。

・ 議題の優先順位の設定方法を明確に示すこと： 議題設定プロセスの中で、及び要求される公開協議の後に、IASB は十分なフィードバック（どのように IFRS 諮問会議のインプットが検討されたかについての説明を含む）を公開すべきである。これは、IASB の議題設定のプロセスの信頼性を促進することになり、その独立性の支援を強化することになるであろう。

・ フィールド・ビジット／テスト及び影響分析についての同意された方法： IASB は、フィールド・ビジット／テスト及び影響分析（コスト便益分析又はインパクト評価と呼ばれることが多い）について合意される方法を開発するために関連する当事者と協力して作業すべきである。

・ 基準設定の決定が XBRL に与える影響の考慮： XBRL を考慮することで、基準設定プロセスの内容が左右されることがあってはならないが、評議員会は XBRL の要求事項をより活用する必要性を理解している。IFRS 用 XBRL タクソノミの重要性が増してきており、推奨に値する。結果的に新しい基準の文案を作成する際、IASB は、外国語及び首尾一貫し

た XBRL タクソノミに容易に翻訳可能な言語へのニーズを考慮しなければならない。

・ 基準設定の決定が IFRS の翻訳に与える影響の考慮 : IASB は、多くの利用者が、英語の IFRS から他の外国語への翻訳を望んでいることに留意しなければならない。

<C4>

IFRS の統合的な適用への IFRS 財団の関与を助けるため、また、IASB の基準設定の任務の枠内で、財団と IASB は次のアクションを実施すべきである。

- ・ 合意された方法を用いて、適用後レビューを実施して適用上の論点の識別に役立てる。
- ・ 証券規制当局、監査規制当局及び各国基準設定主体との正式な協力の取決めを確立して、IFRS がどのように適用されているのかに関するフィードバックを受け取り、逸脱への対処を図る行動を促す。
- ・ IFRS 解釈指針委員会の活動の範囲を見直し、原則ベースの基準設定のアプローチへのコミットメントを損なわずに、解釈の整合性を確保する。

<C5>

IFRS 財団及び IASB は、国際的な基準設定プロセスの不可欠な一部として、各国の会計基準設定主体と基準性設定に関与する地域団体のネットワークのメンテナンスを促進すべきである。それぞれの任務の範囲内での機能の実行に加えて、各国その他の会計基準設定主体と基準性設定に関与する地域団体は引き続き、調査研究の実施、IASB の優先事項に関するガイダンスの提供、IASB のデュー・プロセスへの各国からの利害関係者のインプットの促進、及び新たに生じている論点の識別を行うべきである。

<C6>

財務報告の分野での思考上の指導力を提供するために、IASB は専任の調査担当者を設置するか又は設置を促進すべきである。

【資金調達】

<D1>

資金調達システムは、組織の説明責任を果たしつつ、基準設定プロセスの独立性を維持するものでなければならない。

<D2>

現行の資金調達ベースを拡大して、IFRS 財団が国際社会にもっとよく貢献し、上述の戦略を達成できるようにすべきである。具体的には、評議員会が次のような資金調達を提案すべきである。長期的（少なくとも 3 年から 5 年）で、公的に支援され、さまざまな仕組みが利用でき予算ニーズに適合できるような柔軟性があり、合意された公式（比例の原則と

整合的な)に基づいて各国で負担され、十分な組織的説明責任を提供するような資金調達である。